３級の技能検定の受検資格付与に係る確認書

日付：令和○年○月○日

所属：　○○○○○○○○

実施責任者：　○○　△△

下記講習により、次の者が受検資格を付与できる者であるか否かを確認したことを証します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **氏名** | **所属** | **生年月日** |  **判定結果** ※1 |
|  |  |  | 可 ・ 否 |

※1　講習内容に示した科目の細目を受講した結果、安全に作業ができるか否かの観点から、判定者が総合的に判定。

記

（職種・作業名）

|  |  |
| --- | --- |
| 職種名 | 作業名 |
| 時計修理 | 時計修理 |

（講習担当者）※2

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 資格 |
|  |  |
|  |  |

※2　判定者と同一の者の場合、資格欄のみ省略可

（日時・場所）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 場所 |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |

裏面に続く

（講習内容）

当該職種（作業）において安全作業をする上で必要となる次項の科目の細目について、必要なレベル ※3 の最低６時間の講習を行う。

（細目及び確認項目）

「試験科目及びその範囲の細目」の安全衛生及び労働安全衛生法関係法令等

|  |  |
| --- | --- |
|  | **チェック欄** |
| 1 | 時計修理作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 |  |
| (1) | 機械、器工具、原材料、洗浄剤等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 |  |
| (2) | 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法 |  |
| (3) | 作業手順 |  |
| (4) | 作業開始時の点検 |  |
| (5) | 時計修理作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防 |  |
| (6) | 整理整頓及び清潔の保持 |  |
| (7) | 事故時等における応急措置及び退避 |  |
| (8) | その他時計修理作業に関する安全又は衛生のために必要な事項 |  |
| 2 | 労働安全衛生法関係法令（時計修理作業に関する部分に限る。）について一般的な知識を有すること。 |  |

※3　必要なレベル（「詳細な」「一般的な」「概略の」）の定義について

　　詳　細：確実に、かつ、深く知っていなければならない知識の程度

　　一般的：知っていないと作業に支障が生じる知識の程度

　　概　略：浅く広く常識として知っておかなければならない知識の程度

「試験科目及びその範囲の細目」の実技作業

|  |  |
| --- | --- |
|  | **チェック欄** |
| 1 | 電池交換に関する次の事項ができること。 |  |
| (1) | 裏ぶたの開閉 |  |
| (2) | 交換の要否の判定 |  |
| (3) | 正しい電池の選定 |  |
| (4) | 正しい電池の取扱い（電池電圧測定を含む。） |  |
| (5) | 消費電流の測定 |  |
| (6) | 裏ぶたパッキンの良否判定 |  |
| (7) | 裏ぶたパッキンの交換 |  |
| 2 | 歩度測定ができること。 |  |
| 3 | カレンダー付携帯時計（アナログ、デジタル及び複合表示時計）の表示合わせができること。 |  |
| 4 | バンド交換に関する次の事項ができること。 |  |
| (1) | 長さの調整 |  |
| (2) | ばね棒の正否判定及び交換 |  |
| 5 | 時計（バンドを含む。）の仕上げに関する次の事項ができること。 |  |
| (1) | 垢取り |  |
| (2) | 磨き |  |
| (3) | 拭き上げ |  |
| (4) | 包装 |  |

上記のとおり確認した。

（判定者）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 資格 |
|  |  |